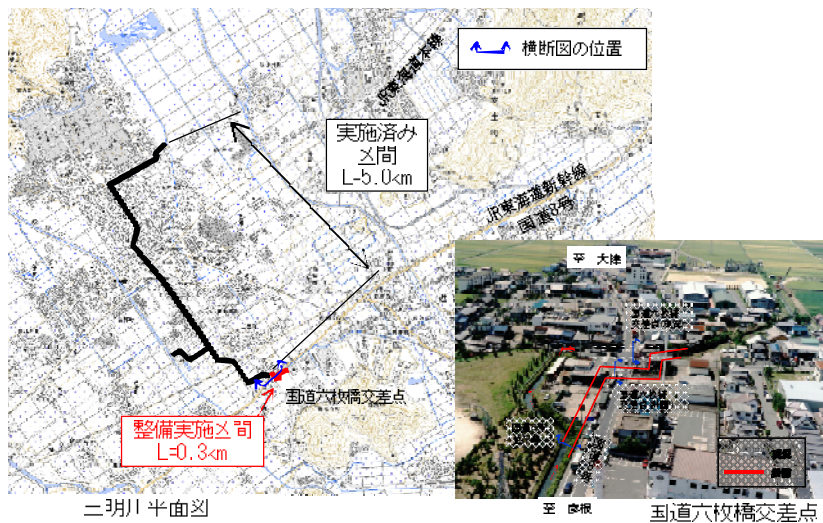


3.1.4 三明川

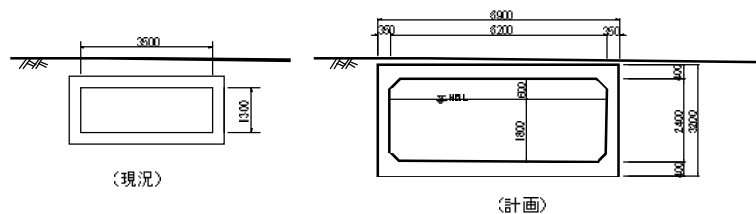
三明川の河川改修では、流下阻害となっている国道8号交差部の河槽拡大のため、管渠工改築等を行います。この対策により、氾濫などによる浸水被害を未然に防ぎ、国道8号や周辺の住宅及び事業所の安全性を向上させます。



三明川平面図

至 大津 国道六枚橋交差点

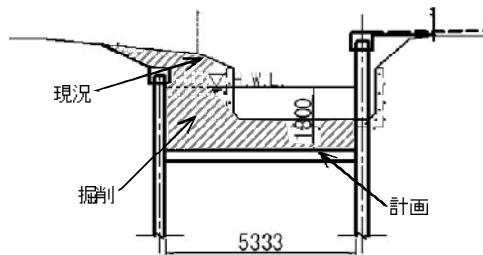
国道六枚橋交差点 (河川から約5.1 km)



(現況)

(計画)

国道8号並行部 (河川から約5.2 km)



横断図

3.2 河川の維持の目的、種類及び施工場所

3.2.1 河川の維持の目的

琵琶湖を含めた圏域内の全ての一級河川(82河川)において、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の止常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民の連携を図りながら、各河川の特徴を踏まえ総合的に河川の維持管理を行います。

なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやゴミの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。

また、動植物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然と親しむことができる河川空間の維持に努めます。

3.2.2 河川の維持の種類及び施工場所

圏域内の河川を適切に管理していくため、地域住民、関係機関との協働のもと、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、動植物の生息・生育状況等の環境管理に関する基本的事項の実態把握に努め、以下の各項目について必要な対策を行います。

(河川管理施設の維持管理)

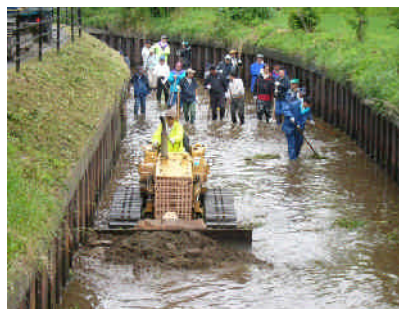
圏域内の河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、日常的な点検によって、施設の老朽化や不具合箇所、また、樹木等による河道の流通能力阻害箇所の早期発見による機能低下の防止に努め、所定の流通能力が確保できるように、流域住民組織等との連携のもとに適切な維持管理等に努めます。

また、圏域内には天井川が多く現存しており、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所、河川管理施設等構造令等で示す基本断面開削が確保されていない箇所について、堤防の侵食対策や漏水対策を実施します。その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。

(河道内樹木等の管理)

必要に応じて洪水の流束を阻害する河道内樹木の伐採、伐根を行います。その際、河道内の生物の生息・生育環境には十分配慮します。堤外民地に繁茂している樹木についても必要に応じて樹木伐採を実施してもらうように地権者への協力を要請するとともに、場合によっては堤外民地を買収して樹木を管理するほか、地権者に対する一定の条件付けのもと河川管理者による伐採を行います。また、外来種等についても、必要に応じて対策を行うことにより、良好な生物の生息・生育環境の維持に努めます。

【住民による川ざらえ(瓜生川)】



【協働による河畔林管理(愛知川)】



【堤防の漏水対策(祖父川)】



(河床の維持管理)

圏域内の河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の運用に影響を与えないよう、堆積した土砂を除去します。その際に、上・下流の連続性や土砂収支に配慮するとともに生物の生息・生育環境にも配慮した河床の維持管理に努めます。河床低下が著しい場合は、生態系に十分配慮した上で必要な対策を講じます。また、必要に応じて洪水の流下を阻害する河道内の植生の除去等も行います。その際、河道内の生物の生息・生育環境には十分配慮します。

(河川環境の保全)

圏域内の河川において、住民が河川に親しめ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子供達の河川・流域での自然学習を通じてモラルの向上に取り組んでいきます。

また、地域住民等が親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。

愛知県川下流部の河畔林は、極めて特徴的な河川景観要素となっていますが、近年、生活様式等の変化により河畔林の構成要素となっている竹の需要がなくなり、竹林内の荒廃、ゴミの投棄等による環境悪化のため、伐採の要望もかなり挙がっています。このため、地域と連携して必要な箇所については間伐を行うなど、周辺地域の特徴を生かした適正な保全対策を行うとともに、伐採竹の有効利用にも努めていきます。

長命寺川、蛇砂川・八日市新川ではゴミの不法投棄による、患具の発生や、景観悪化が懸念されています。ゴミのない、きれいな長命寺川(蛇砂川)・八日市新川とするために、沿川住民と行政の協働による啓発活動、ゴミの除去作業等の適正な管理を行っていきます。また、河川内の植生についても洪水の流れの障害とならないように、適正な管理に努めます。

日野川においても、一部の心ない人の不法投棄が問題となっています。良好な河川環境を創出していくため、今後とも行政と地域住民が協働で河川管理に努めるものとしします。

【愛知川の不法投棄状況】



(河川占用及び許可工作物の設置等への許可 - 対応)

河川占用及び新たな工作物の設置、施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の観点から支障を来さない範囲で基準を満たしたものを許可します。河川工事実施に際して、既存河川法許可工作物については、占有者と十分協議をし、必要な対策を講じます。また、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導します。

(流水の管理)

圏域内の河川において、アユ等が生息可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者及び地域住民等が協働して取り組みます。また、水源としての森林を保全する種々の取り組みなど長期的視野にたった行動について、関係者と協働して取り組みます。さらに、水利用の削減や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業への啓発を協働して行い、地域レベルでの水循環の回復に努めます。

愛知川においては、河川管理者、利水者及び地域住民等の関係者が協働して、水源としての森林の保全と育成への意識の啓発と向上を図るとともに、水のリサイクル等も視野に入れ、長期的で適正な水利用を進めていきます。

八日市新川では、地域から親水空間の創出が望まれています。蛇紗川の常時水量は年間を通じて少ないため、常時水量を確保する方策、河川敷の利用方法などを検討していきます。

日野川の河川水は、古くからかんがい用水や、生活用水などの地域用水として高度に利用されてきました。流域全体で将来にわたり健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市町、利水者と連携して適正な水管理・水利用を図っていきます。

【河川工作物】

(愛知川)

永源寺ダム



愛知川頭首工



(日野川)

名神日野川頭首工



蒲生頭首工



3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

3.3.1 河川への流出量の抑制

琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)との整合を図りながら、既に設けられているため池等の農業水利施設のもの貯留機能や流出抑制機能を確保するため、関係部局と連携して、これら施設の保全・整備と適正な管理等の促進に努めます。また、圏域内の開発行為については、開発区域周辺および下流地域に溢水等の被害の生じるおそれがある場合、開発者に対して、開発に伴う雨水排水計画基準(案)により、開発に伴う河川への流出増を抑制するよう指導します。

3.3.2 河川愛護の普及・啓発・河川学習の推進

- (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動及び学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。
- (2) 河川整備の実施にあたっては、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、河川の整備と保全、維持について、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。
- (3) 川の遊憩を拠点とした親水活動を行い、地域住民にふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域に親しまれる川づくりに努めます。
- (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。

3.3.3 水量・水質等の把握

河川の適正な管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。またこの際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、住民団体等と連携しながら、より広範なデータの収集に努めます。

【 地域住民との協働 圏域内の住民会議の実施状況 】

愛知川、長命寺川(蛇砂川、西の湖)、日野川、において流域住民会議を開催し、その中で挙がった意見・要望等に配慮した記述とした。

(圏域内の住民会議の実施状況)

会議名	開催期間	開催回数	のべ参加人数
愛知川川づくり会議	平成14年1月～平成15年2月	8回	397人
長命寺川(蛇砂川・八日市新川)川づくり会議	平成13年12月～平成15年2月	8回	222人
日野川みらい会議	平成11年7月～平成12年8月	8回	354人
西の湖川づくり会議	平成21年1月～平成21年2月	2回	49人

(愛知川川づくり会議の状況)

(長命寺川(蛇砂川・八日市新川)川づくり会議の状況)



(日野川みらい会議の状況)

(西の湖川づくり会議の状況)



3.3.4 総合的な土砂管理に向けて

琵琶湖の砂浜湖岸は、山地域の供給源から河川を通じて河口へと流れて堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。

これまで、土石流などの土砂災害や、過剰な土砂供給による河道内での土砂堆積・河口部の閉塞など、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業、砂防事業で土砂の流れを調節したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ってきました。さらに治水・利水ダムの設置は、結果として下流部への土砂の流出を抑制しています。

こうした土砂供給の減少は、河床の低トや湖辺域での砂浜侵食などを招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜などの対策を実施してきました。

河川・湖岸は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質(粒径)のバランスのとれた状態が理想です。

しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題の対応に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂移動の把握や、実現可能な対策を、長期的課題として検討します。

その取り組みの一つとして愛知川を対象に総合的な土砂管理の検討を実施しています。上流から下流における土砂動態モデルを構築し、供給土砂量を定量的に把握することによって砂浜湖岸の動的平衡状態を保つために必要な土砂量の算定を行っています。これにより河道内の土砂移動を把握し、河道および湖岸の形状変化の予測を試みています。

今後は、現地調査結果を用いてモデルの妥当性を検証するとともに、得られた知見を県内の他の河川へ活用することによって、琵琶湖における砂浜の維持等に努めます。

4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項

超過洪水においても水災害の被害を最小限に抑えるための対策として、以下の取り組みを検討及び実施します。

4.1 平常時における関係機関の連携

滋賀県流域治水基本方針等との整合を図りながら、河川管理者、関係機関(防災部局・都市計画部局等)、関係市町等からなる東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設置し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策について地域特性を踏まえ総合的・継続的に検討し実施します。

また、氾濫流を制御・誘導すること等により、一部の河域に不利益が生じることが想定される場合は、関係機関と連携を図りながらその方策について検討します。

4.2 水防、避難体制の強化

大雨によって河川の氾濫が予想され、流域に被害が及ぶ恐れがある場合には、インターネットや専用回線等を通じて河川の水位や雨量情報を関係機関や地域住民などに提供することで、水防活動や地域防災活動を支援し、洪水被害の種小化を図ります。また、より迅速・確実・正確な情報伝達を行えるよう、『滋賀県土木防災情報』※4の情報伝達機能を拡充するなど、周回の災害対応の経験を踏まえながら伝達方法の持続的・継続的な改善に努めます。

特に日野川では、洪水予報河川に指定して洪水予報を行い、水防活動や地域防災活動を支援します。また、日野川、愛知川においては、浸水想定区域図を効果的に活用し、避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップの作成や流域住民への周知に対しても支援します。

※4 『滋賀県土木防災情報』

滋賀県が携帯サイトなどで公表している防災情報です。同サイトでは滋賀県が管理している観測所の雨量や水位のリアルタイムの情報や土砂災害に関する情報が閲覧できます。

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/bousai/>

4.3 水害に強いまちづくり

超過洪水が生じた場合に、壊滅的な被害が想定される氾濫域では、土地利用の動向等を勘案しながら、以下の対策を検討します。

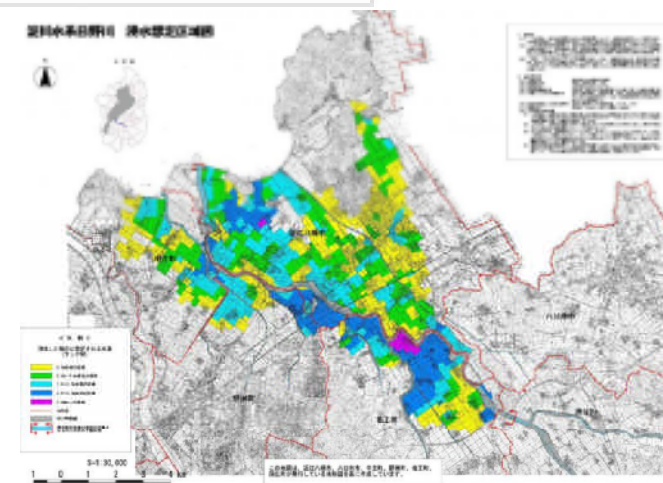
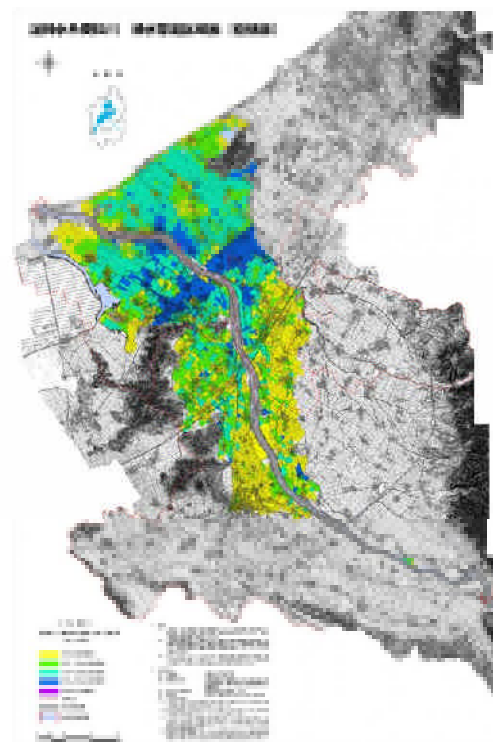
(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所

関係住民及び関係市との連携・協働により、既設道路等を活用した氾濫流の制御・誘導を検討します。

(2) 市街化が進行していない箇所

市街化を回避する、あるいは無対策で居住しないことへの誘導を図るため、関係機関との連携・協働により土地利用の規制・誘導や雨水化建築等の啓発について検討します。

また、氾濫の被害を最小限に抑えるため、人命の安全確保を最優先に考え、河川周辺における農地の遊水機能を活かすことを考慮し、かすみ堤の保全の取り組みを関係部署と連携して促進します。



出典・滋賀県HP <http://www.pref.shiga.jp/h/kako/bousai/shinsuisoutei/shinsuisoutei.html>

4.4 地域防災力の向上

過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修で、「全ての水害がなくなることはない」ということを出前講座などの実施により地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を利用して、圏域内の氾濫特性を示す浸水想定マップ(氾濫頻度、範囲・浸水深、流速等)や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

また、市と合同による「滋賀県水防訓練」を定期的に実施します。さらに、県および市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」や、県と市間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。ヨ野川ダムにおいては、ダム放流時における事故防止とダムの洪水調節を的確に行うため、「ダムの管理演習」を毎年実施し、洪水時における迅速な情報伝達の習熟とダム管理に対する関係住民への理解を深めるよう努めます。

4.5 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全

東近江圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の涵洞装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。



【水害の歴史の継承(聞き取り調査)】



【出前講座】

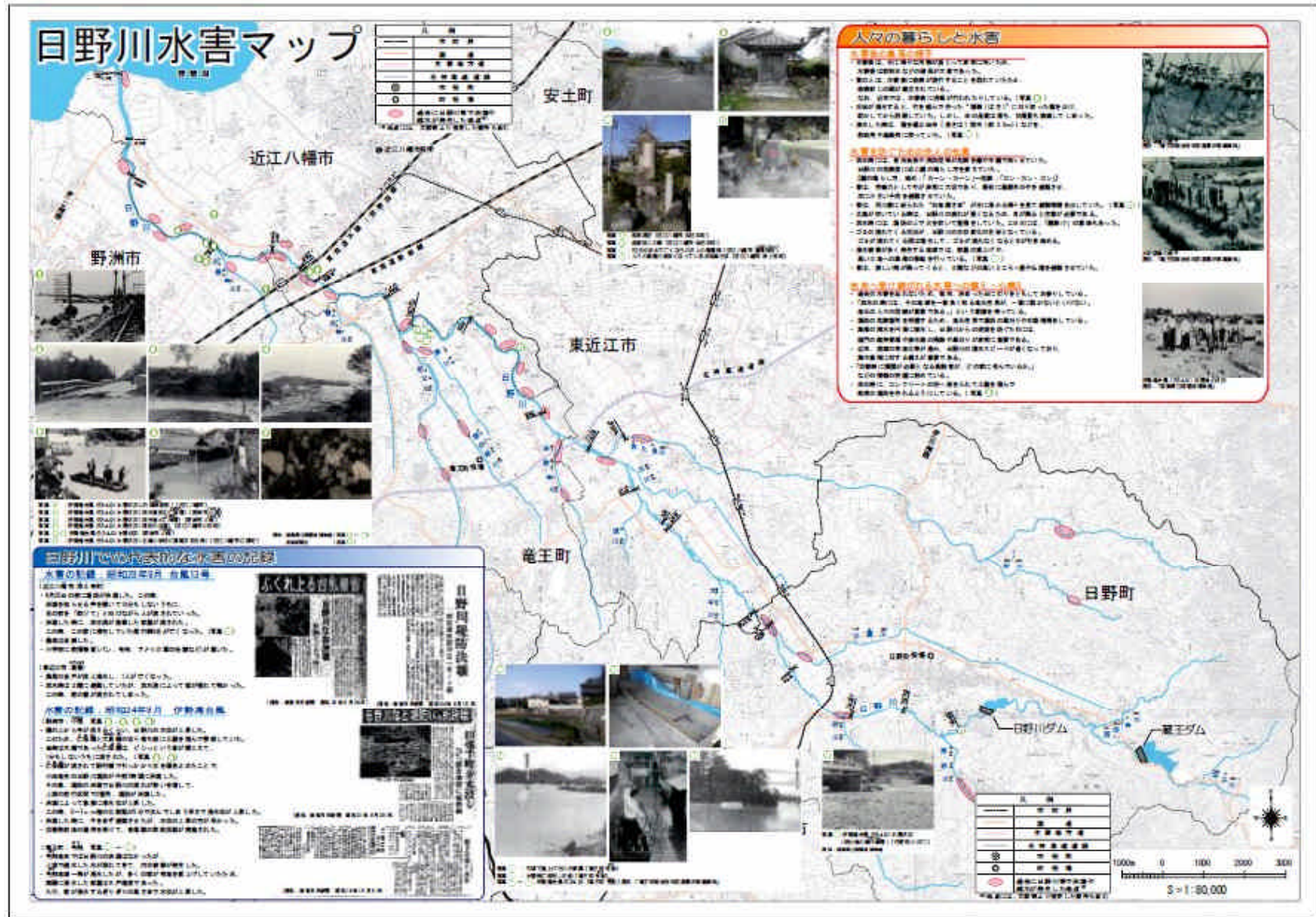


【滋賀県水防訓練(日野川)】



【東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会】

【日野川水害マップ】



5.付則資料

東近江圏域位置図(対象河川及び整備区間)

